

第 2 4 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年6月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広	9 番 雨 谷 克 己
1 3 番 市 村 正 司	1 4 番 吉 澤 勇	1 5 番 笹 沼 恭 一
1 7 番 皆 川 晃	1 8 番 伊 藤 明 美	1 9 番 軍 地 美 代
2 0 番 高 安 幸 一	2 1 番 加 倉 井 幸 夫	2 2 番 大 圖 金 雄
2 4 番 外 岡 健 寿		

欠席委員（8名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文	1 2 番 浅 井 紘 一
1 6 番 関 成一	2 3 番 小 島 雄 一	

事務局

事 務 局 長	横 山 英 雄	次 長	吉 川 正 浩
副 参 事 兼			
次 長 補 佐 兼	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
調 査 広 報 係 長			
農 地 係	関 拓 也	農 地 係	塚 田 一 平

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 水戸農業振興整備計画の変更について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 改めて、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日参集予定の委員の皆様、全員おそろいでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスの新規感染者もかなり少なくなってきました。けれども、水戸市では連日30名以上の感染者数が続いております。そういう中で、以前に比べかなり海外渡航も自由になりまして、このまま収束に向かえばいいと考えています。まだ、油断はできない状況ですので、来月の総会も今までと同様に参集人数を減らして16名でやりたいと思います。

もしこのまま新型コロナウイルスの感染者が減少していくのであれば、8月からは全員を参集して総会を開会してまいりたいなと思っているところであります。

そういう中で、今朝のニュースですと、ロシアと中国が合同の軍事演習を行うというようなニュースが流れてまいりました。日米韓も軍事演習をしておりましたので、その対抗措置というようなこともあろうかと思えます。

それにまた、北朝鮮がロシアに、対ドイツの戦争70年の祝賀パレードの祝電を送ったというようなニュースも流れております。ますます世界中が西側と、それから中国、ロシアというような形に分かれていくのではないかという危惧をしているところでございます。

そういう中ではございますが、本日は大変唯一のいい天気であります。明日からまた少しずつ天気が悪くなっていくそうですので、本日はスピーディーに審議を進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより第24回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は8名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
1 番, 江橋健男委員, 2 番, 高橋基委員, よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第24回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が15件、農地法第4条の審議案件が1件、農地法第5条の審議案件が20件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が5件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が17件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして64件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番の皆川晃委員をお願いいたします。

それでは早速、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第1項、第2項ともに契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請でございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番, 皆川です。

第1項、第2項ともに同じ受入ですが、農機具を持っていない方が購入するわけですので、近隣に迷惑をかからないように保全管理をしっかりしていただきたいというようなことは条件として出しました。その条件の下に法令に照らし許可相当と思われる

ますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたしますが、この案件については加倉井委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(加倉井幸夫委員退席)

議 長 事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。10番，安藏委員の代理発言になります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるとのこと。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

それでは，加倉井委員に着席を求めます。

（加倉井幸夫委員着席）

次に，第5項及び第6項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項と第6項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第5項，第6項ともに契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。16番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。3番、渡邊委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

外岡委員 24番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

本件につきましても、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第15項をごさいますが、内容は議案書のとおりをごさいます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。この件につきましては、23番、小島委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見をごさいますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項をごさいますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請をごさいます。
以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。11番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われましますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせま。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われましますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と史料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。10番，安藏委員の代理発言であります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしということですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。16番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項及び第15項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項及び第15項は関連がございますので，併せてご説明いたします。

契約内容は，両案件とも売買でございます。受人は，現在アパートに住んでおりま

すが、手狭なため住家を新築し、併せて敷地が狭いため駐車場を設置したい旨の申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、両案件とも令和4年4月20日に許可済みであります。受人名義を夫婦の共有持分へと変更したため、令和4年5月23日に許可の取消し願が提出され、改めて申請されたものであります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号2の例外規定がございます。なお、転用期間は8か月でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番の高橋です。

転用事業者は国営事業の中の事業者の1社でありまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番，市村です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番，市村です。

この件につきましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，土地改良区域内の農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法

施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に雨谷委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課、伊澤よりご説明をさせていただきます。

お手元の資料の別紙1をご覧ください。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

まず、雨谷委員に係る利用権設定農地についてご説明いたします。

対象農地につきましては、全部で7筆ございます。利用集積計画一覧の4ページ、26番、27番、28番、29番、5ページ、36番、37番、10ページ、74番の以上7筆でございます。こちらは全て田で、新規設定が4,520平方メートル、再設定が1万953平方メートル、設定期間は10年間、設定者は3名、うち再設定の設定者2名、取得者1名でございます。

なお、全ての筆について農地中間管理機構管理事業を活用した貸し借りであるため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

また、転貸先情報につきましては13ページに記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

こちら利用権設定日は、令和4年7月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

雨谷委員に関わる農地利用権設定につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして、ご説明いたします。

令和4年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて、内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきまして、田が9万9,941平方メートル、うち再設定が3万5,982平方メートル、畑が3万7,980平方メートル、うち再設定が1万7,564平方メートル、設定者41名、取得者22名、うち再設定の設定者18名、取得者13名でございます。利用権設定日は令和4年6月20日を予定しております。

なお、以上につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 水戸農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。
まず、前回の決定部分について事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の照山と申します。よろしく申し上げます。

今回4月受付分をご説明する前に、前回令和3年10月受付分の状況についてご報告いたします。

本日お配りしたA3判で右上に総会参考資料、令和4年6月13日と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、表の上段、重要な変更でございますが、取下げのあった案件7を除いた重要な変更案件12件につきましては、昨年12月の農業委員会総会と市農振協議会を経まして県と協議した結果、全て可となり、除外及び編入が完了しております。

表の下段、軽微な変更1件につきましても、用途変更が完了しております。
説明は以上でございます。

議長 長 事業担当課から前回の受付分についての説明がありました。
前回の件、ご質問等がありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 続いて、今回受付分の審議に入ります。
次も担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 事前に送付させていただいておりますお手元の別紙2、議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更についてと書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、案件ごとの申出者、土地所有者、事業内容、申出事項についての一覧表になっており、次のページを開いていただきますと、各申出案件の位置図の一覧でございます。

また、案件の詳細な位置図、配置図等につきましては、次のページからページ番号を付しておりますので、ご確認、ご参照願います。

それでは、説明に入ります。

資料1ページをお開きください。

案件1でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人はとび職工業を営む

法人の代表者で、事業拡大において増えた足場材が来春返却される予定で、今回使用している資材置場では手狭であるため、売買にて土地の取得後、賃借権にて申出地に自社の資材置場を設置する計画でございます。

なお、2ページをお開きいただきますと、左側の隣接状況図に記載があるとおり、事業予定地の全体面積は7,319平方メートルで、そのうち農振農用地が2,866平方メートル、その他山林、原野が4,453平方メートルでございます。

3ページをお開きください。

案件2でございますが、除外する土地は笠原町地内で、申出人は現在借家住まいで持ち家もなく、手狭になってきたことや、将来家族が増えた場合や親との同居のことを考え、今回、土地所有者から売買によって土地を取得し、自己用住宅を建設する計画でございます。

8ページをお開きください。

案件3でございますが、除外する土地は元石川町地内で、申出人は自動車部品関連の全国規模の法人でございまして、水戸市内においてははやき台に茨城支店、千波にサービス店、合計2店舗がございます。今回、千波のサービス店の店舗老朽化に伴い店舗を廃止し、はやき台にある茨城支店に集約する計画で、増改築を行う都合上、既存の敷地では従業員用の駐車場が設置できないため、今回、申出地を土地所有者から賃借権にて従業員駐車場を設置する計画でございます。

12ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は下入野町地内で、申出人は建設業を営む法人で、事業拡大により資材置場が不足しており、現在も一時転用の許可を受けて申出地に資材置場を設置しております。今後も継続的に資材置場用地が必要なことから、今回、土地所有者から賃借権にて資材置場及び駐車場を設置する計画でございます。

15ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は有賀町地内で、申出人は自動車整備工場を営む法人の代表者で、事業拡大により車両置場が不足しており、今回、申出人親所有の土地を贈与にて取得後、賃借権にて申出地に自社の車両置場を設置する計画でございます。

18ページをお開きください。

案件6でございますが、除外する土地は森戸町地内で、申出人は土地所有者の子であり、現在、両親と兄と同居していますが、手狭になってきたことから、今回、土地所有者から贈与によって土地を取得し、申出地に世帯分離による自己用住宅を建築する計画でございます。

23ページをお開きください。

案件7でございますが、除外する土地は平須町地内で、申出人は水戸市内で歯科医

院を開業している歯科医師であり、現在、ビルの一室にて歯科医院を開設しておりますが、来年春に賃借契約が満了することから、今回、土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に歯科診療所を設置する計画でございます。

28ページをお開きください。

案件8でございますが、除外する土地は堀町地内で、申出人は建設業を営む法人で、現在使用していた資材置場を返却することになり、今回、申出人の会社代表者である土地を賃借権にて資材置場を設置する計画でございます。

32ページをお開きください。

こちら軽微な変更案件1でございます。軽微な変更により、農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は平須町地内でございます。申出人は令和3年に就農した農業者で、今後増えていく農業用機械の保管場所が必要となったため、申出地を土地所有者と賃借権にてテントパイプハウス型の農業用倉庫を設置する計画でございます。

今回受付分の説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしで回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第24回総会を閉会といたします。
ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時05分